平成２４年（フ）第３２２号
神戸市中央区山本通２丁目９番13号北野アレー212
債務者　有限会社ナセバン
代表者代表取締役　渡辺　俊士
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　正治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後１時30分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３２７号
札幌市手稲区曙２条３丁目２番34号
債務者　株式会社フォーレスト
代表者代表取締役　志田　哲治
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増谷　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前10時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０号
山形県酒田市船場町２丁目３番35号
債務者　酒田魚類株式会社
代表者代表取締役　佐々木金一
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午後１時30分
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第７０１号
名古屋市中区新栄２丁目２番19号　新栄グリーンハイツ101号
債務者　モンキーワークス株式会社
代表者代表取締役　古庄　正尚
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樅木　良一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午後１時45分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第８号
岩手県釜石市浜町２丁目６番８号、旧住所岩手県上閉伊郡大槌町大槌第22地割160番地３
債務者　西村　壮弘
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　文行
4　破産債権の届出期間　平成24年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５７号
愛知県犬山市大字塔野地字東屋敷１番地168
債務者　アイウィズＰＣサポートオフィスこと倉重　和史
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　泰好
4　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１７１号
山梨県甲斐市中下条86番地48
債務者　山本　幸作
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　義彦
4　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
徳島県板野郡北島町高房字東中道６番地２
債務者　天野　隆仁
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　　健
4　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６１１号
千葉県船橋市本町１丁目29番１号本町ヴィレッヂ201号
債務者　脇山大二郎
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　千鶴
4　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１５５号
青森県上北郡六ケ所村大字平沼字追舘84番地６
債務者　吉田　久雄
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　明広
4　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５５号
青森県十和田市大字深持字山ノ下48番地２
債務者　中野渡則子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　明広
4　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第５７７号
千葉市稲毛区天台２丁目13番13号パールハイツ201号
債務者　難波　聰明
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　哲弘
4　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１５１号
福井市水切町第43号33番地
債務者　**蘇**田早智子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅谷　崇文
4　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４７１号
千葉県市原市市原165番地　グリーンビレッジいちはら101号
債務者　高橋三七子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞鍋　彰啓
4　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５９０号
千葉県八千代市大和田96番地５
債務者　仲田　公明
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　孝伸
4　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係